

高知県中土佐町議会

事績 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

○対面式による一問一答方式の導入

平成 18 年の合併時には、すでに一問一答方式が採用されていた。一般質問はもちろん質疑においても自席答弁等は行っておらず、議員、執行部共に緊張感をもって政策論議ができるようにしている。

○議員倫理条例の制定

研修会のみならず本会議においても議員自己都合で欠席する議員がみられた。また、自己の所属する団体に関連する発言等があったことから、欠席理由となる項目、団体等への利益誘導ととられる発言の禁止、補助を受けている団体の長になることの禁止、執行部への働きかけの禁止等を規定した議員倫理条例を議会改革調査特別委員会の発委により平成 24 年に制定した。なお、議員からの働きかけの有無を毎年 12 月定例会で報告することを町長に義務付けている。また、議決機関と執行機関の分立の趣旨を尊重し、付属機関及びその他行政関係の委員に就任することを自粛することを規定している。

○要望書の提出

合併後、提出された議案に対し 7 議案（町民からの直接請求によるもの 4 議案を含む）を否決した。修正の動議は 13 件提出され、このうち 2 件が可決された。

可決した修正動議の 1 件は、町の重点プロジェクトであった新港背後地事業の予算で、7 億 1 千万円を平成 25 年度一般会計予算から減額した。そして、翌年の議員改選後に提出された同事業関連予算を含む一般会計補正予算も否決し、事業を白紙に戻した。その後、議会から 7 項目の要望書を提出。町長がこの要望書を尊重して事業を進めたため、平成 27 年関連予算を可決。SEA プロジェクト事業として再出発し、昨年 7 月「道の駅なかとさ」のオープンを迎えた。

○定例会開会日での委員会活動報告

委員長からの申し出により、定例会開会日に閉会中の所管事務調査等の報告を委員長が行っている。口頭ではあるが、事業の課題や要望を含み報告するよう心掛け、執行部に聞かせるよう取り組んでいる。

○議員の自主研修費用の予算化

本町では、政務活動費は認めていないが、平成 28 年度から議員派遣によって、年 1 回に限り任意の研修に議員個人で参加できるよう予算化している。これにより、議員として必要とされる資質・能力を磨き、政策提案型の質問の仕方を習得すること等を目指している。

事績 2 住民に開かれた議会

○議会ホームページ

町のホームページ内に議会のページを開設し、議員情報として顔写真や議員の所信表明等を掲載している。その他にも請願の様式をダウンロードできるようにしたほか、

議会の予定や議長交際費・会議録の公表などを行っている。また、このページから議会広報紙をダウンロードできるようにし、インターネット中継にもアクセスできるようにしている。

○議会広報紙の発行

議会広報紙は、議会広報常任委員会の委員が編集し、年4回、各定例会後に発行している。また、これとは別に初議会及び組織議会後に臨時号を発行している。

議会広報紙の印刷は、県内の業者から毎年4月に提案書をいただき、議長を含め委員が選考委員となり、プロポーザル方式により業者を決定し、前頁カラー印刷としている。

広報紙は「読んでもらえる」紙面を目指し、写真等を多く取り入れ、分かりやすく読みやすいような編集と行政の広報紙と差別化を図れるよう心掛けている。

そして、毎年委員は全国広報研修会等に参加し知識の習得を図るとともに、今年は広報編集方針の大幅改正、昨年は議会広報アンケート調査を実施するなど紙面の改善に取り組んでいる。この調査の自由記載欄に記載された町民の声に対する回答を、今年から紙面に掲載している。また、各議員の賛否、出席状況のほか、追跡記事を掲載している。表紙の写真はシリーズ化し、町民の方から一言をいただいている。

他に、QRコードによるインターネット中継への誘導、議会の予定、議会への意見の募集、議員出張懇談会の開催への呼びかけなどを掲載している。

○インターネット中継

平成28年6月定例会からインターネット中継を始め、ライブ中継とテスト運用した同年3月定例会からの過去の映像を視聴できるようにした。傍聴者は数人程度であるが、住民の直接請求に基づく条例が提出された平成29年第3回臨時会では実人数で32の方がライブ中継を視聴し、録画を含め360回のアクセスがあるなど、インターネット中継が始まってから今年9月末までに7807回のアクセスがあった。

アンケート調査でも「傍聴に行きたかったが、今は家で中継を見ることができ、うれしく思う」という回答もあった。

○議員出張懇談会

以前は、各地区を回り議会報告会を行っていたが、町民の参加人数が少なく、会場によっては参加者がいないときもあった。このため、10人程度以上の参加が見込める団体やグループで、議員との懇談の希望があれば、議員がどこへでも出向く議員出張懇談会を開催することとした。これは団体等が主体となり、議会からの働きかけはするものの、団体等からの申請に基づき開催する形にしている。ここでの意見交換は団体等が希望するテーマに絞り、希望する日、会場で開催しており、各会場10～20数人が参加してくれるようになった。